

防衛取得研究

第一巻 第一号 平成19年6月

目次	防衛取得研究の発行にあたって	1頁
	防衛調達を取り巻く環境（その1）	2頁
	米海軍スパイ事件の教訓	8頁
	米国の対情報体制について（21世紀の対情報に関する大統領命令）	12頁
	防衛調達用語の一口解説	22頁

防衛取得研究の発行にあたって

1 防衛調達研究センターの設置

・現在、防衛省で推進されている調達改革、中央防衛調達組織の相次ぐ改編、政府一丸となって行っている公共調達の適正化施策などや、防衛調達に直接影響する秘密漏洩事件などに、今後どのように対応していくべきなのか。

・これら事案が防衛調達に与える影響に鑑み、調達知識に関する正しい理解と知識の普及を目的とする防衛調達整備基盤協会としては、更に、自ら防衛調達各分野に関する知識・見識を深め、防衛調達関係者に対し、所要の情報及び資料を提供し、可能であれば、今後の方向について提言を行うことを任務とする防衛調達研究センターを本年4月に設置しました。

2 研究の主眼

・当研究センターでは、国の調達の中でも、戦場における技術優位性を求める点に特異性を有する装備品の調達を中心とする防衛調達の特性を基に、原価計算、契約、調達管理、品質管理、製造管理、補給管理、生産・調達に係る技術情報管理（特に、秘密保全、情報セキュリティ）、法制、教育手法など、それぞれの分野での固有の性格や活動の在り方を明らかにするとともに、調達全般の視点から、それぞれの分野の関連性をも探求することとしております。

併せて、防衛調達の基となる生産・調達基盤の維持に関する研究も行うものとしてしました。

・当センターでの研究は、中期的テーマの下に、当該テーマに係る知識、経験を有する者を結集させて、全体的視野に立ちつつ、それぞれの担当分野で研究を行うこととします。

当初の中期的な全般テーマはライフサイクル管理としました。

3 「防衛取得研究」の発行

・当研究センターでの、それぞれの研究成果は、四半期毎に発行される「防衛取得研究」として、纏めることとした。

・なお、関係者の利便性を考慮して、当協会のホームページに掲載することとしたのが、本資料であります。

（防衛調達基盤整備協会理事長）

防衛調達を取り巻く環境（その1）

宇田川 新一

1 はじめに

近年の防衛調達は激動の中にある。

中央調達の組織面をみても、平成13年1月の調達実施本部の解体－契約本部と管理局原価計算部の設置、平成18年7月の契約本部と管理局原価計算部の廃止－装備本部の設置（課編成も機能別から物別へ変更）、本年9月に予定されている装備本部の装備施設本部への改編と目まぐるしく変わっている。

これら組織面での動きは、当然、防衛省の調達改革、取得改革への努力の反映の結果でもあるが、これら努力の動因となっているのは、現有防衛勢力を維持する為の装備品の調達価格の抑制と調達手続における不正防止であると考えられる。

以下、ここ10年程の防衛（庁）省の調達改革の道筋を辿ってみることとする。

注1 「防衛調達」、「中央調達」の意義については、本号巻末「防衛調達用語の一口解説」を参照

2 改革への努力…取得改革と調達改革それぞれの流れ

(1) 1990年代は、日本の防衛にとって、大きな転換期であった。1995年（平成7年）には、約20年振りに、防衛計画の大綱が改訂された。即ち、平成7年11月、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」が安全保障会議と閣議で決定されたが、これは「冷戦の終結等により米ソ両国を中心とした東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、国際平和協力業務の実施等により安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まっていることにかんがみ、今後の我が国の防衛力の在り方について」「新たな指針を示」したものであった（注2）。

この新防衛計画の大綱は、平成7年6月から12月まで13回、安全保障会議で議論された「今後の防衛力の在り方」検討の成果であるが、その前段階として、平成6年2月から8月まで20回に亘って議論が重ねられた内閣総理大臣の私的懇談会である防衛問題懇談会における検討があった。

一方、防衛調達の関係も、平成5年3月に、装備局長の私的懇談会である防衛装備品調達懇談会が発足し、議論を重ね、同年12月には報告書を提出している。

当時の防衛庁の認識は、自衛隊の役割の変更に伴う装備体系の再構築と言う課題の他に、「防衛産業を取り巻く環境は、この数年装備調達のための予算が頭打ち若しくは減少傾向を示し、防衛産業にとって既に厳しい状況が生じている。さらに、装備のハイテク化・近代化を進める必要がある一方で、防衛力の規模の抑制・効率

化が求められており、また、装備品の耐用年数も伸びる傾向にあることなど併せて考えれば、防衛産業にとっての厳しい状況が続くものと思われる。こうした中で、企業においても、すでに防衛部門の統合、生産ラインの縮小、人員の再配置、設備投資の抑制など、合理化・効率化の推進に取り組んでいるところである。しかし、こうした過程を通じて技術者の離散などが生じる場合には、防衛生産基盤のみならず、防衛技術基盤の維持・確保にも支障を来すことにもなりかねない。」と言うものであった（注3）。

注2 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平7, 11, 28 安全保障会議、閣議決定）I 策定の趣旨 3

注3 「日本の防衛」（平成7年6月 214-215頁）

(2) この危機意識に基づいて、新防衛計画の大綱における「調達価格等の抑制を図るための効率的な調達補給態勢の整備に配慮して、その効果的な実施を図る」ため、平成8年5月に、装備局長を長として設置されたのが取得改革委員会であった（注4、5、6）。

・取得改革委員会は、「装備品のライフサイクルコストの総合的な抑制を含む効率的な調達補給態勢の整備は、防衛庁全体として取り組むべき政策課題として位置づ」（注7、8）け、平8, 9 に中間報告、平10, 6に報告書を公表している。

・報告書によると、取得改革の推進に当っては、①コスト管理の徹底、②関係者の意識改革、③部外の資源・ノウハウの積極活用の3点に配慮したとしている。

・この委員会での検討は、6つの作業部会（規格・仕様、技術研究開発、産業対策、調達制度、維持・修理、CALS）で行われ、研究開発においては平9年度技術開発終了項目で見積量産単価ベース平均で概ね10%の低減可能、調達段階では平成15年度までの5年間でコスト低減努力に馴染まない部分を除き10%低減するとのコスト低減目標を設定している。

・具体的な検討は、装備品取得の各段階と各段階に横断的に係わる事項で行われた。各事項の主要点は次の通りである（注9）。

①研究開発段階におけるライフサイクルコスト抑制のための諸施策

研究開発装備品等のライフサイクルコストに占める各段階の経費の割合では、調達価格が50%以上に及ぶ。

目標価格の設定、システム性能を確保した上での性能とコストとのトレードオフ及び民生部品の活用によって見積量産単価の大幅な削減が可能。

②調達段階におけるコスト低減のための諸施策

ア 規格・仕様書の見直し

イ 装備品等のフォローアップ体制の構築

③維持修理段階におけるコスト低減のための諸施策

- ア 定期整備・検査の項目及び間隔の見直し
 - イ 維持修理部品の低価格化
 - ウ MOU改定による維持・修理の効率化の推進
- ④官側の諸手続きの効率化のための諸施策
- ア ISO9000s の導入
 - イ 原価計算業務の見直し
 - ウ 調達平準化
 - エ FMSの運用改善
 - オ その他
- ・中央調達/地方調達の再検討。経費率算定の適正化。官給/社給の関係の検討。
- ⑤企業におけるコスト低減努力推進のための諸施策
- ア 競争原理の一層の活用
 - イ 企業のコスト低減努力を促す施策
- ・コスト低減目標の設定。企業の技術力等の活用。コスト低減に資する企業要望。
- ⑥CALSの推進
- ア 規格等の標準化及び電子化の試行
 - イ 部外との連携：民間動向の把握
 - ウ 共通基盤システムの検討：米国CALS共通基盤調査
 - エ 平成10年度補正予算事業：CALS共通基盤の整備
 - オ CALS推進計画の策定

注4 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平7, 11, 28 安全保障会議決定、閣議決定）V 防衛力の整備、維持及び運用における留意事項 1 (3)。

注5 「日本の防衛」（平成8年7月 266頁）では「格段に厳しさを増している経済財政事情の中、装備のハイテク化などに伴い各種コストが増加している状況下において、所要の水準の防衛力を維持するためには、装備に要する経費の抑制が不可欠である。このため、防衛生産・技術基盤の維持にも配慮しつつ、防衛庁として、より総合的な視点から装備品の取得についての改善を行っていく必要がある」との認識を示している。

注6 中期防衛力整備計画（平成8年度～平成12年度）（平7, 12, 14 安全保障会議決定、平7, 12, 15 閣議決定）3 主要事業内容 15 その他 (2) 調達価格等の抑制を図るため、情報化等に対応しつつ、効率的な調達補給態勢の整備に努める。

注7 「日本の防衛」（平成9年7月 164頁）では、「取得改革の推進」は「基幹部隊の見直しなど」とともに、「防衛力の改革」の一つとして位置付けられている。

注8 取得改革委員会報告書（平成10年6月） 1 1 取得改革の背景 1頁。

注9 「日本の防衛」（平成8年7月 266-267頁）では「同委員会においては、今後、防衛庁独自の規格・仕様などの見直し、ライフサイクルの抑制に資する技術研究開

発の推進、効率的な防衛生産体制の構築、調達制度及び運用の改善、システムの効率化などによる維持・改修コストの低減、CALSの推進など、幅広く検討を行っていくこととしている」と述べている。

「日本の防衛」（平成10年7月 131-133頁）、「日本の防衛」（平成11年7月 118-120頁）に概要が記述されている。

(3) このような取得改革の努力が行われている平成10年9月、元調本幹部が背任事件で逮捕され、防衛庁が強制捜査を受けたことから、それまでの防衛力の改革の一環に位置付けられた装備品の調達価格の抑制の方向が、むしろ調達手続における不正を防止するための努力に切り替わっていくことになった。

この調本幹部による背任事件は、「幹部公務員として自己の職責に対する自覚に欠ける」（注10）ことが原因であったと見られるが、「防衛庁においては、背任事件のような調達をめぐる不祥事の再発防止を目的として、防衛調達の在り方について、透明性及び公正性を確保する観点から、調本の組織の解体をも視野に入れた徹底的な検討を行」った（注11）。

即ち、防衛庁は「背任事件に係る種々の問題点を洗い出し、従来から抱えてきた課題をも踏まえ、抜本的な防衛調達改革を行うこととし」て（注12）、自衛隊員の再就職の在り方にも及ぶ防衛調達関連全般を見直すこととなった。

・この方針の下、防衛庁は、平成10年10月、大臣を長とする防衛調達改革本部を設置。同年11月には「防衛調達改革の基本的方向について」を公表した。

その後、部外の有識者からなる「防衛調達制度調査検討会」による米国・欧州の調達制度等の調査とそれを踏まえた議論、「自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会」による議論に基づき、不祥事再発防止のため、防衛調達改革本部は平成11年4月、「調達改革の具体的措置」を公表した。

・調達改革の具体的措置の主な内容は次の通りである（注13）。

Ⅰ 調達制度改革の具体的施策

①供給ソースの多様化の追求など競争原理の強化

ア防衛庁規格・仕様の見直しの推進

イ導入段階における競争性の確保

ウ供給ソースの発掘

エ随意契約の透明性の向上

②原価計算方式などの妥当性の検討

③企業側提出資料の信頼性確保のための施策

ア企業における防衛庁調査の受入義務

イ不適切な資料提出に対する制裁措置

ウ民間企業における過払い事案再発防止に関する社内管理体制の整備

④工数をマクロ的にチェックするための体制の整備

⑤監査担当官の巡回・派遣制度

⑥過払い事案業務処理に関する統一かつ明確な基準の策定

ア過払い額返納の根拠など

イ過払い額の算定及び返納方法

ウその他の措置

⑦企業側のコスト低減に向けたインセンティブ向上のための施策など

ア減価提案制度の導入

イ契約手続などによる企業側負担の適正化

⑧具体的施策の実効性確保

・フォローアップ体制。

II 調達機構などの改革

①新しい中央調達機関の在り方

ア原価計算部門の内部部局への吸収

イ契約本部の設置

ウ中央調達機構などに係る当面の措置

②第三者による監視体制の確立

③第三者による監視体制に係る当面の措置

・防衛調達適正化会議の開催。

④調達業務に係る教育・研修の充実

ア教育・研修の充実・強化

イ倫理教育の充実・強化

III 自衛隊員の再就職の在り方の見直し

(略)

・これらの内容を見ると、それまでの取得改革では、装備品そのものに焦点を当てた調達価格の抑制策の検討であったが、調達改革では、更に、防衛調達の不正防止と言う観点を出発点に、調達制度とその背景をも分析し、積年の弊害の除去をも視野に入れ、自今、防衛調達における不祥事の根絶を目指した徹底的な検討であったと評価し得るものである(注14)。

・ただし、背任事件の背景になった問題点を、「随意契約の多さなどからくる透明性の欠如…随意契約による企業の選定や調達価格の決定の過程が、外部からみて不透明になっていたこと」(注15)に求めたことは正しかったが、この指摘では随意契約による企業の選定や調達価格の決定の過程の不透明さを問題としたにも拘らず、調達関係者の間では、「調達事務に精通している人材が不足」(注16)していることもあって、随意契約自体が問題であるとする風潮を生んだことは、逆に防衛生産基盤維持の軽視を生む可能性を秘めたものであった。

注10 東京地裁判決(平11,10,12) 「工数水増しの方法も、……相当手の込んだ組

織的で悪質なものであることを把握したものの、本件工数水増しの事実が公になった場合には、前年にも〇〇株式会社による工数水増し問題が発覚し、その処理が終了して間がない時期に一層悪質な事案が発覚したことになり、かかる悪質な水増しを長年にわたり看過していたことを理由に会計検査院から厳しい指摘を受けたり、マスコミなどから厳しく批判され、場合によっては自分らの責任問題にも発展しかねないと危惧する一方、これを放置すれば予算執行職員等の責任に関する法律による弁償責任を問われかねないなどと考え」…「〇〇事案及び〇〇事案の処理に際しては、部下職員を指揮監督して適正な処理に努めるべき任務があったのに、このような任務に背いて、〇〇から不正な処理案を進言されると、これを安易に受け入れており、不正処理の違法を主張して反対する部下職員の意見を強引に押さえ込んで、不正処理を推し進めたものであり、幹部公務員として自己の職責に対する自覚に欠ける本件行為は厳しい非難に値する」。

注11 「日本の防衛」（平成11年7月 302頁）。

注12 「日本の防衛」（平成11年7月 296頁）。

注13 「日本の防衛」（平成11年7月 303-316頁）。

注14 「調達改革の具体的措置」に至る検討そのものは徹底したものであったが、この「具体的措置」が公表された同じ年に、再度、不祥事が起こった。

公正取引委員会は、平成11年10月、「調本発注石油製品の入札に関して独占禁止法に違反する犯罪があったとして、コスモ石油（株）のほか10社を検事総長に告発するとともに、」「11月には、石油製品販売会社11社に対し、排除勧告を行い、調本に対しても入札における公正かつ自由な競争を確保し、入札制度の適切な運用を行うための改善措置を講ずることなどを要請した」（「日本の防衛」（平成12年7月） 230-231 頁）燃料油談合事件である。

この事件の判決—独占禁止法違反事件（東京高裁判示、平15, 03, 24）では「調達実施本部担当官らは、本件各石油製品の調達の確保や効率性を優先させた事務処理を行っており、……。これらの事務処理は、発注者である調達実施本部においても、競争の確保や入札手続の公平を軽視する姿勢を示したものと云わざるを得ない。」とされた。前述した様に、契約について徹底した検討をしたにも拘らず、現場の職員一人一人に迄、徹底されていなかったことは残念である。

更に、平成11年11月にも、自衛艦修理契約について、会計検査院から改善措置を求められた（「日本の防衛」（平成12年7月） 231-231 頁）。

注15 「日本の防衛」（平成11年7月 300-301頁）

注16 「日本の防衛」（平成11年7月 301頁）

<以下、次号>

- 3 総合取得改革へ……再び、調達価格の抑制への努力
- 4 防衛省の組織改編
- 5 これからの課題

(主任研究員)

米海軍スパイ事件の教訓

主任研究員 高知尾 隼

はじめに

本事件が明らかになって既に 20 年以上が経過したが、事件の全容を紹介している「FAMILY OF SPIES」の日本語の翻訳本がないためこれを抄訳し、併せて当事件から教訓を導き、防衛省職員及び防衛関連企業関係者の秘密漏えい防止に資することをねらいとする。

1 事件の概要

本事件は、1967 年、当時米海軍准尉であったジョン・ウォーカーが、ソ連大使館に暗号規約を持ち込み、以後退役まで現金と引換えに暗号規約、暗号機のテクニカルマニュアル、米海軍の作戦基本計画等を提供し、1976 年退役後は、海軍の友人ジェリー・ウィットワース、兄アーサー・ウォーカー及び息子のマイケル・ウォーカーから引き続き海軍の情報を盗ませ、ソ連に渡すことにより、米国の国防のバックボーンに大打撃を与えた。

離婚していた妻バーバラが、1984 年末、FBI にジョンのスパイ行為を通報し、翌年一味は逮捕された。

この間に、米海軍の 100 万通の電報が解読されたといわれる。

2 ソ連との取引

1967 年 4 月、ジョンは当直中に第 2 次大戦から最もよく使われている暗号機 KL-47 の暗号規約を複写し、当直明けにワシントンにあるソ連大使館に赴き、これを渡すとともに暗号機等の情報を提供できることを申し出た。

後日バルチモアの路上での会合で、ジョンはベトナム戦争で使用していた暗号機 KW-7 と暗号規約、水中固定機器 (SOSUS) 等に関する資料を提供できることを、ショッピングリストとして KGB エージェントに手渡した。

KGB は、情報資料は複写によることなく、ソ連側が用意する Minox カメラで撮影すること、情報資料及び現金の授受は、デッド・ドロップ (情報提供者が情報を、スタッフが現金をそれぞれ指定地点に置き、お互いが顔をあわせることなく持ち去る) によることをメモ書きした紙きれを手渡した。(ジョンの逮捕までにデッド・ドロップは 30 回に及んだ)

ジョンは退役までソ連に KW-7 等の暗号規約を半年に 1 回程度渡していた。

(ソ連は、傍受電報をテープに録音しておき、数か月遅れで解読していたと考えられる。) その他、米ソ間の戦争開始時の米海軍の攻撃基本計画、SOSUS のマイクロフォンの敷設位置、沈没した米原子力潜水艦スコープイオンの捜索情報等が渡されている。

3 海軍の友人ジェリー・ウィットワースのリクルート (スパイ組織への引き込み)

1974 年ジョンは退役後の情報提供者として、サンディエゴの通信学校勤務中に知り合ったジェリーに、ユダヤに秘密を売れば月 4 千ドルになると持ちかけた。

ジェリーは 1976 年から 1983 年の間、インド洋のディエゴワルシア基地や空母エンタープライズから、KW-7 暗号機や新しい暗号機の技術情報や暗号規約を持ち出し、ジョンに渡していた。

これらは米海軍にとって最大の被害であったと連邦検事は述べており、ジェリーの情報に対するソ連の支払いが、月 1 万ドルに上っていたことから情報の重要性が理解できる。

4 兄アーサー・ウォーカーのリクルート

アーサーは、海軍少佐で退役後、1975 年からジョンの資金援助を得てカーステレオ販売店を経営していたが、1979 年に倒産した。

アーサーは海軍と最大の取り引きを持つ VSE 社に勤務し、ノーフォークでの艦艇のオーバーホールに関する仕事に従事していた。

ジョンは、ジェリーだけに情報を頼ることに不安を持ち、アーサーを仲間に引き込むことを考え、1980 年、過去の資金援助の見返りに、アーサーに秘密区分のない資料をコピーするように要求した。ジョンは、この資料に対し 4 千ドルを支払い、以後秘密資料を提供するよう要求した。

第 7 艦隊旗艦ブルーリッジのダメージ・コントロール・ブックや強襲揚陸艦の技術資料及び両用戦艦艇の過去 5 年間の故障発生に関する情報がソ連に渡された。

5 息子マイケル・ウォーカーのリクルート

マイケルは、ジョンとバーバラの 4 人の子供の末っ子であり、父を一番よく慕っていた。ジョンは情報源を確保するため、マイケルを海軍に入隊させた。

ジョンはマイケルが空母乗組みになると、他の乗員が家族にしているように長期行動について知らせるよう言い含め、さらに複写した秘密文書に 1 か月 5 千ドル払うと持ちかけた。

F-14 戦闘機、トマホークミサイル、スパイ衛星及び新型機雷に関する資料が空母ニミッツから持ち出されたが、ソ連に渡ったかは不明である。

6 スパイ活動の暴露

バーバラは、1976 年に離婚した後、ジョンが子供の養育費を一度も払ってくれないこと、及びスパイをさせる目的で長女のローラを海軍に入隊させようとしていること等から、1984 年 11 月、FBI ボストン支所に電話をして援助を求めた。

バーバラは、FBI 担当官に直接会い、ジョンと共にワシントン郊外でデッド・ドロップをしたことを話した。担当官は、バーバラがアル中であること、ジョンは 1976 年に退役しスパイをしているか疑わしいことから、これ以上の調査は必要なしと判断した。

1985 年春、この報告はノーフォーク FBI にもたらされた。バーバラがポリグラフにパスしたことから FBI はバーバラの訴えを取り上げ、スパイのパートナーがアーサー・ウォーカーとジェリー・ウィットワースであることを知る。バーバラは、息子のことについては話をしなかった。

7 ジョンの追跡と逮捕

FBIは裁判所の許可を得て電話傍受を行い、1985年5月19日夜ワシントン郊外でKGBとジョンの会合が行われるものと判断し、ワシントンへ向かうジョンを飛行機と車で追跡した。ジョンは、19日夜ワシントン郊外の指定場所にマイケルが空母ニミッツから盗んだ129件の秘密文書を入れたバッグを隠したが、FBIに押収された。KGBのドロップ地点には現金入りのバッグは置かれていなかった。ジョンはワシントン郊外のモーテルに入ったが不安を感じ、持っていたデッド・ドロップの指示書を部屋の外に隠そうと通路に出たところを、張り込んでいたFBIに逮捕された。

FBIは、ジョンがデッド・ドロップしたバッグ内に、ニミッツに関する秘密文書のコピーを発見した。このためイスラエルのファイファに入港中のニミッツに対し本国から電報による指示が出され、ジョンの逮捕8時間後にマイケルは憲兵事務室に連行された。

アーサーは、ジョンの逮捕4時間後に、ジェリーは5時間後にそれぞれ自宅で逮捕された。

8 教訓

(1) 勤務評定

ジョンは、1967年ソ連大使館に暗号規約を持ち込む以前はまじめであったと評価されているが、スパイ行為を始めた時期は全く勤務意欲をなくしていたという評価がなされている。これは、デッド・ドロップする時の緊張感と、実施後バレるかも知れないという、不安感が常につきまっていたものと考えられる。

上司が部下の勤務態度に異常を感じたら話し合う機会を持つ等、一步踏み込んだ監督指導が必要である。

(2) 生活態度

ジョンはスパイ行為に慣れてくると金遣いが荒くなり、ノーフォーク郊外に豪邸を建て、若い女性を連れて週末は遊び回っていたが、上司は異常な生活態度に全く気付かず、また同僚はうすうす気付いていたが、上司に報告することもなかった。

ジェリーについては、秘密の電報を許可なく複写したり、個人更衣ロッカーの中で秘密の書類を見たり、秘密の資料を家に持ち帰ったのを同僚が目撃していた。

「何かおかしい」と思いつつ報告を怠ることは、問題が生じた後で後悔する原因となる。積極的に報告をさせる手段としての「仕組み」が必要である。

米国では、1995年「大統領令：秘密情報に対するアクセス」が制定され、政府職員に対しセキュリティ上の問題点についての報告義務を求めている。

(3) 秘密情報の持ち出し

KGBは、秘密文書は複写によることなくMinoxカメラでの撮影を指示しているが、フィルムはかさばらないので艦艇からの外出時あるいは隊から帰宅する時に、とがめられる可能性は少なく、また、いざという時に処分しやすい利点がある。

今日ではデジタル・カメラや携帯電話で接写ができ、直ちに送信できる機能もあるので、情報を扱う職場にこれらを持ち込ませてはならないし、会社の入出時にも持ち物の検査を実施すべきである。

(4) 資格審査

空母ニミッツでの幕僚庶務室勤務では、**SECRET** クリアランスが必要であったが、マイケルのチェックはなされなかった。後に **FBI** と海軍保安担当局によって、ニミッツの保安違反が指摘された。

マイケルは、不要になった秘密文書を焼却袋に入れて作戦室の奥にある空調室へ行くことを許されており、艦載機の発着艦がない日の夜中に一人で焼却を行っていた。

また、マイケルは作戦室に備えられている艦内電話帳に、金庫のダイヤル番号が記入されているのを見つけ、誰もいない時に金庫を開けて秘密文書を複写していた。

秘密の取扱者に資格審査を受けさせること、秘密文書の破棄の手続き等、決められた事項を遵守する必要がある。

(5) 被害対策

1968年1月23日、米情報収集船プエブロ号が北朝鮮沖の公海上で拿捕され、KW-7暗号機が没収された。今日、KW-7暗号機はソ連に渡ったと信じられているが、当時NSA（国家安全保障局）は、KW-7を廃止することなく、機器及び規約に一部変更を加えて対処したのみであった。この変更内容は、ジョンによりソ連に知らされており、米海軍の電報100万通が解読されたとみられている。

米国がベトナム戦争に敗れた原因の一つとして、暗号が解読された結果、米軍の爆撃効果があがらなかったことが挙げられている。

情報の漏えいやそのおそれがある場合、被る被害については、最大のものを想定して対処する必要がある。

おわりに

アメリカ人がスパイになる動機は、金を求めて自ら情報を売りにいくケースが大部分である。一方、日本人のスパイは、就職の依頼、卒業論文に必要な資料の入手等、善良な気持ちで外国人と関係し、プロの工作員にリクルートされてしまうという例が多い。日本人はスパイに対して、免疫力がないと言える。

したがって、管理責任者が管理者に対して、スパイの脅威、保全手続き・規則及び部下の指導監督法について教育し、現場の実務担当者まで徹底を図り、強固な保全組織を作り上げる必要がある。

米国の対情報体制について (21世紀の対情報に関する大統領命令)

平成19年6月

客員主任研究員 横山恭三

はじめに

冷戦時代には、旧ソ連をはじめとする旧共産圏諸国は、外交官、通商代表部、ジャーナリスト等を隠れ蓑として相当数の情報機関員を米国をはじめとする西側諸国に送り込み、内外政策や軍事、科学技術に関する諜報活動を活発に行ってきた。しかし、冷戦後は、政治的に大きな対立軸がなくなったことにより各国とも経済・産業情報の収集に一層力を入れるようになってきた。このため、従来からの情報機関員によるスパイ行為という脅威に加えて、ロシア、中国を含む幾つかの国のように、研究者、留学生、代表団等を先進諸国に大量に派遣し、先端技術企業や防衛関連企業関係者等に対する技術移転等の働き掛けを行うなどの、新しい脅威が出現してきた。

こうした動きに対応し、米国では対情報体制・態勢の見直しが進められた。その結果、1996年には経済スパイ防止法が制定され、企業に対する情報収集活動の取締りが強化された。また、2001年には「21世紀の対情報に関する大統領命令」(注1)が発出され、伝統的な脅威と新しい脅威に対応することを目的とした新しい対情報体制が構築(注2)された。別紙はこの「21世紀の対情報に関する大統領命令」の原文と和訳文である。

現在、米国の対情報活動はこの「21世紀の対情報に関する大統領命令」に規定された対情報組織により運営されている。米国の対情報活動を理解する際のなんらかの参考になればと思いここに訳述・紹介する次第である。

ただし、米国では組織改編が日本より頻繁に行われる傾向がある。特に情報や対情報組織については公表されない部分も多いので、万一、実際の組織(注3)との異同がある場合はご容赦願いたい。

注1：2000年3月、中央情報局(CIA)長官、連邦捜査局(FBI)長官及び国防副長官は、“Counterintelligence for the 21st Century”と題する改革案を上院特別情報委員会に提出した。この改革案が大統領命令の草案となった。

注2：2002年11月に制定された“2003年度情報権限法”(公法107-306)により国家対情報局長、国家対情報政策会議及び国家対情報局が正式に設置された。同法の中の関連条文は“2002年対情報強化法”と命名された。

注3：2003年3月に国土安全保障省、2004年12月に国家情報官(Director of National Intelligence : DNI)が新設された。

**THE PDD ON CI-21
COUNTERINTELLIGENCE FOR
THE 21ST CENTURY**

January 5, 2001

President Clinton signed a Presidential Decision Directive (PDD) entitled "U.S. Counterintelligence Effectiveness • Counterintelligence for the 21st Century." The PDD outlines specific steps that will enable the U.S. counterintelligence (CI) community to better fulfill its mission of identifying, understanding, prioritizing and counteracting the intelligence threats faced by the United States. The system will be predictive, proactive and will provide integrated oversight of counterintelligence issues across the national security agencies.

Specifically, the PDD directs the following structure be established to continue the task of improving U.S. counterintelligence effectiveness:

Counterintelligence Board of Directors

• A National Counterintelligence Board of Directors, chaired by the Director, FBI and composed of the Deputy Secretary of Defense, Deputy Director of Central Intelligence and a senior representative of the Department of Justice is hereby established.

**21世紀の対情報に関する大統領命令
(THE PDD ON CI-21)**

2001年1月5日

クリントン大統領は“対情報の有効性・21世紀の対情報”と題する大統領命令に署名した。この大統領命令には、米国の直面する情報保全上の脅威を特定し、その特性等を理解し、優先順位を付与し、そして脅威に適切に対処するという対情報コミュニティの任務をより良く達成するための具体的なステップが示されている。この命令によって構築される体制（システム）は、予測能力と未然防止能力を備え、そして、国家安全保障機関全体の直面する対情報の課題に対し統一した対処能力を提供する。特に、この大統領命令は、米国の対情報活動の有効性の改善を持続するために次の組織の設立を指示している。

対情報理事会

• 連邦捜査局（FBI）長官を議長とする対情報理事会は、国防副長官、中央情報局（CIA）副長官及び司法省の上級代表から構成される。

・The Board, chaired by the Director of the FBI, will operate by consensus, and will select, oversee and evaluate the National Counterintelligence Executive (CI Executive) and will promulgate the mission, role and responsibilities of the CI Executive.

・The Board will approve the National Counterintelligence Strategy drawn from the annual National Threat Identification and Prioritization Assessment, ensuring the integration of government and private sector interests.

・The Board working with Congress, OMB (Office of Management and Budget), and other Executive Branch agencies will ensure the CI Executive has adequate resources to carry out his/her responsibilities and duties.

The NSC Deputies Committee

・The NSC Deputies Committee, to include the Director of the FBI, will review the annual National Threat Identification and Prioritization Assessment and will meet at least semiannually, to review progress in implementing the National Counterintelligence Strategy.

・連邦捜査局 (FBI) 長官を議長とする理事会は総意により運営される。理事会は、国家対情報局長 (CI Executive) を選出、監督、評価するとともに国家対情報局長の任務、役割および責任を定め公示する。

(参考) 国家対情報局長は大統領により任命される。

・理事会は、年次報告「国家に対する対情報脅威の識別及び優先事項に関する評価 (National Threat Identification and Prioritization Assessment : NTIPA) に基づき作成される「国家対情報戦略 (National Counterintelligence Strategy: NCS) 」を承認する。これにより政府と民間部門の対情報努力の統一が促進される。

・理事会は、行政管理予算局 (Office of Management and Budget : OMB) 及びその他の行政機関と連携し、対情報局長がその責任と義務を遂行するのに十分な資源を得られるよう適切な措置を講ずる。

国家安全保障会議 (NSC) 次官級委員会

・連邦捜査局 (FBI) 長官を加えた国家安全保障会議次官級委員会は、「国家に対する対情報脅威の識別及び優先事項に関する評価 (NTIPA) 」の年次報告を審議する。さらに、「国家対情報戦略 (NCS) 」の履行状況を審議するために、少なくとも半年に1回開催する。

・The Deputies Committee will ensure

that the strategy, priorities and activities of the CI Community are grounded in national policy goals and objectives; the Deputies Committee shall also ensure that CI analysis and information is provided to assist national policy deliberations as appropriate. The Board of Directors through the CI Executive will be responsible for ensuring the implementation of these decisions.

The National Counterintelligence Executive

- ・ The position of CI Executive is established and empowered to execute certain responsibilities on behalf of the Board of Directors and will serve as the substantive leader of national-level counterintelligence. The CI Executive will be a federal employee, selected by the Board of Directors with the concurrence of the Attorney General, DCI and the Secretary of Defense.
- ・ The CI Executive will report to the FBI Director, as Chairman of the Board of Directors, but will be responsible to the Board of Directors as a whole. The Board will, through the Chairman, oversee and evaluate the CI Executive.
- ・ 次官級委員会は、対情報の戦略、優先順

位及び対情報コミュニティの活動が国家政策の目的及び目標と一致するよう措置する。また、次官級委員会は、対情報コミュニティの分析結果とインフォメーションが、国家政策の策定に適切に利用されるよう措置する。理事会は、対情報局長を通じて、理事会の決定を確実に履行させる責任を有する。

(参考) 次官級委員会のメンバー：安全保障担当大統領補佐官（議長）・政策担当国防次官・政策担当国務次官・CIA 副長官（必要の都度）・統合参謀本部副議長・安全保障担当副大統領補佐官・経済政策担当大統領補佐官。

国家対情報局長

- ・ 対情報局長の地位は、理事会に代って特定の責任を実行する権限を付与されたものである。対情報局長は国家レベルの対情報に関し実質的なリーダーとして職務を遂行する。対情報局長は、司法長官、中央情報官 (Director of Central Intelligence : DCI) (参考：国家情報官 (DNI) が新設されるまでは、中央情報局 (CIA) 長官が中央情報官 (DCI) を兼務していた。) 及び国防長官の同意を得て、理事会において選出される連邦職員である。
- ・ 対情報局長は、理事会の議長である連邦捜査局 (FBI) 長官に報告するとともに、理事会全体に対する責任を有する。理事会は、議長を通じて、対情報局長を監督・評価する。
- ・ The CI Executive and the National

Coordinator for Security, Infrastructure Protection and Counterterrorism will work together to insure that both of their programs are well coordinated with each other.

・The CI Executive, in carrying out the duties and responsibilities of the position, will advise members of the Board on counterintelligence programs and policies.

The National Counterintelligence Policy Board

・The CI Executive will chair the National Counterintelligence Policy Board. Senior counterintelligence officials from State, Defense, Justice, Energy, JCS, CIA, FBI and NSC Staff, at a minimum, will serve on the Policy Board. The NSC Deputies Committee will approve the composition, functions and duties of the Policy Board which will be consistent with the statutorily defined functions of the Policy Board. The Policy Board will establish, with the approval of the Board of Directors, other interagency boards and working groups as necessary.

ラストラクチャー防護及び対テロに関する国家調整官 (National Coordinator for Security, Infrastructure Protection and Counterterrorism) 」と協力して、双方のプログラムの調和を図らなければならない。

・対情報局長は、その職責を遂行するとともに対情報プログラムと政策について理事会に対し助言をおこなう。

国家対情報政策会議

・対情報局長は国家対情報政策会議 (National Counterintelligence Policy Board) を主宰する。同政策会議には国務省、国防省、司法省、統合参謀本部、中央情報局 (CIA)、連邦捜査局 (FBI) 及び国家安全保障局 (NSA) 等から上級の対情報担当官が参加する。国家安全保障会議次官級委員会は政策会議の機能を定めた法令に従い、政策会議の構成、機能、義務を承認する。政策会議は、理事会の承認を得て、省庁間連携に必要な作業グループを設置する。

・対情報局長は、「セキュリティ、インフ

・ The Policy Board, under the

chairmanship of the CI Executive, will serve as an Interagency Working Group to prepare issues relating to the full implementation of this PDD for Deputies discussions and review, as well as a forum to provide advice to the CI Executive on priorities with respect to the National Counterintelligence Strategy.

Office of the CI Executive

・The CI Executive, on behalf of the Board of Directors, will head the Office of the National Counterintelligence Executive, which will among its other functions assume the functions previously exercised by the NACIC. To the extent permitted by law, resources previously assigned to the NACIC will become the initial resource base for the Office of the CI Executive. The Office will develop and deploy the following capabilities:

National CI Strategic Planning

・ The Office, in consultation with United States government agencies and the private sector, will produce an annual report entitled The National Threat Identification and Prioritization Assessment for review by the Deputies Committee.

・ 政策会議は、対情報局長のリーダーシッ

プの下、国家対情報戦略 (NCS) に関連する優先事項について対情報局長に助言を提出するための討論の場として機能するとともに、次官級委員会での協議および審査に付するために本大統領命令 (PDD) の完全履行に係わる課題を検討・整理する省庁間作業グループとして機能する。

国家対情報局

・ 対情報局長は、理事会を代表して、国家対情報局長に任ずる。国家対情報局長の機能には、対情報局長の前身である国家対情報センター (National Counterintelligence Center : NACIC) が実施していた機能も含まれる。法律の許す範囲で、旧国家対情報センター (NACIC) に割当てられていた資源は対情報官室の最初の資源となる。対情報局長は、以下の能力を開発・運用する。

国家対情報戦略の計画立案

・ 対情報局長は、政府機関および民間部門と協議し、理事会の審議に付するため「国家に対する対情報脅威の識別及び優先事項に関する評価 (NTIPA)」と題する年次報告書を作成する。

・ The Office, drawing on this

Assessment and working with the policy community, appropriate Government counterintelligence organizations and the private sector, will formulate and, subject to the approval of the Board of Directors, publish the National Counterintelligence Strategy.

National CI Strategic Analysis

・ The Office will oversee and coordinate the production of strategic national CI analysis and will be supported in this endeavor by all components of the Executive Branch.

・ The Office will oversee and coordinate the production of CI damage assessments and "lessons learned" papers with full support from Executive Branch components.

National CI Program Budget and Evaluation

・ The Office, working with the DCI's Community Management Staff, will review, evaluate, and coordinate the integration of CI budget and resource plans of, initially, the DOD, CIA and FBI. It will report to the Board of Directors and the Deputies Committee on how those plans meet the objectives and priorities of the National CI Strategy.

・ 国家対情報局は、この評価 (NTIPA) に基

づき、適切な対情報政府組織の政策コミュニティおよび民間部門と協力して「国家対情報戦略 (NCS)」を作成し、理事会の承認を得て公表する。

国家対情報の戦略的分析

・ 対情報局は、「国家対情報の戦略的分析」の作成について監督・調整する。このため、対情報局は行政機関の全ての部局から支援を受ける。

・ 国家対情報局は、行政機関各部局の十分な支援を受け、「対情報被害評価」 (CI damage assessments) 及び“教訓”の作成を監督・調整する。

国家対情報プログラムの予算と評価

・ 国家対情報局は、中央情報官 (DCI) のコミュニティ管理スタッフと協力し、国防省、中央情報局 (CIA) 及び連邦捜査局 (FBI) の対情報予算と資源の統合について調査、評価、調整する。対情報局は、これらの計画がどのように国家対情報戦略 (NCS) の目標と優先事項に適合しているかについて、理事会および次官級委員会に報告する。

・ The Office will evaluate the

implementation of the National CI Strategy by the CI community agencies and report to the Board of Directors and Deputies Committee. The Office will also identify shortfalls, gaps and weaknesses in agency programs and recommend remedies.

National CI Collection and Targeting Coordination

・The Office will develop for approval by the Board of Directors strategic CI investigative, operational and collection objectives and priorities that implement the National CI Strategy.

・The Office will not have an operational role in CI operations and investigations and no independent contacts or activities with foreign intelligence services.

National CI Outreach, Watch and Warning Capability

・The Office will conduct and coordinate CI vulnerability surveys throughout government, and with the private sector as appropriate, while working with the Security Policy community. It will engage government and private sector entities to identify more clearly and completely what must be protected.

・対情報局は、対情報コミュニティの各機

関の国家対情報戦略（NCS）の履行状況を評価し、理事会および次官級委員会に報告する。対情報局は各機関のプログラムの欠陥、ギャップおよび弱点を明らかにし、改善策を推奨する。

国家対情報に係わる情報収集及び標的活動に関する調整

・対情報局は、国家対情報戦略（NCS）を実行するための戦略的な対情報捜査、工作及び情報収集の目標と優先事項を作成し、理事会の承認を得る。

・国家対情報局は、対情報オペレーションや捜査における実働面の役割を有しておらず、また、外国の情報機関との独自の接触は行わない。

国家対情報に係わる支援、監視及び警報能力

・対情報局は、セキュリティ政策コミュニティと協力し、政府全体および必要に応じ民間部門の対情報に関する脆弱性調査を実施する。対情報局は、政府及び民間部門に対し、何が保護されるべきかをより明確かつ完全に特定するよう注意を喚起する。

・The Office will conduct and

coordinate CI community outreach programs in the government and private sector. It will serve as the national coordination mechanism for issuing warnings of counterintelligence threats to the national security.

・The Office will work with various government and private sector R&D centers to explore technology needs and solutions for the CI community. The Office will ensure that emerging technology and products and services are used effectively.

In addition, the Office will develop policies for CI training and professional development for CI investigators, operator, and analysts. It will also develop and manage joint training exercises, and assess the need for a National CI Training Academy. Also, the CI Executive and the Office will have a Principal Legal Advisor who will ensure that all activities of the Executive and the office comport with the law, Executive Orders and Attorney General Guidelines. The Principal Legal Advisor will provide advice and counsel to the Executive and the Office regarding national security law issues.

・対情報局は、政府機関及び民間部門に対

する「対情報コミュニティ支援プログラム」を作成・調整する。対情報局は、国家安全保障に影響を及ぼす対情報脅威に関する警告を発出するための国家レベルの調整機能としての役割を果たす。

・対情報局は、対情報コミュニティが必要とする技術と解決策を研究するために、様々な政府及び民間の研究所と連携する。国家対情報局は、最先端の技術、製品、サービスが効果的に使用できるよう必要な措置を講ずる。

加えて、対情報局は、対情報訓練やプロの捜査員、工作人員及び分析員の育成に関する政策を作成する。対情報局は、統合演習を計画・実施するとともに「国家対情報訓練アカデミー」の必要性を検討する。また、対情報局長と対情報局は首席法律顧問の補佐を受ける。首席法律顧問は、対情報局長と対情報官局の全ての活動が、法律、行政命令及び司法長官の指針と適合するよう対処する。首席法律顧問は、国家安全保障に関連する法律問題に関し、対情報局長と対情報局に対し助言・忠告を行う。

The Advisor will coordinate with the

appropriate law enforcement, intelligence and defense agencies' General Counsels and Legal Advisors in providing legal advice, guidance and representation to the Executive and the

Office. (end)

首席法律顧問は、対情報局長と対情報局に対し、法律に関する助言、指導及び説明を行うために適切な法執行機関や情報・防衛機関の法律顧問等と協力する。(了)

(参考文献)

<http://www.fas.org/irp/offdocs/pdd/pdd-75.htm>

FACT SHEET THE PDD ON CI-21

以下余白

防衛調達用語の一口解説

1 「防衛調達の意義」

- ・防衛省で費消、使用する物品、航空機、艦船を会計法に従って購入する行為で、契約で決められた納期迄に、仕様書を満足する物品等を、適正に取得すること。
- ・特に、有事にあって、戦闘に供される装備品等が、十分、要求される性能諸元を発揮しうる状態で部隊等に提供されること。特に品質管理が重要視される。

2 「中央調達と地方調達」

- ・効率性、経済性、専門性、地域性等を追求した、それぞれの特性を生かした調達手法。
 - A 中央調達 経済性、価格・調達方式・品質管理・企業情報の統一性などを生かした調達で、要求元〈物品管理官、国有財産部局長〉と調達元の相互牽制が可能。
 - B 地方調達
 - ①補給処などの調達 整備・補給と密着した調達が可能。
 - ②駐屯地などの調達 生鮮食料の購入など適宜性を生かした調達が可能。

3 「中央調達機関」

- ・装備本部は、防衛装備品—厳格な生産管理を要求される生産形態と殆ど防衛省向けの製造—と言う特殊な物品等の調達目的を達成する為の会計機関で、自衛隊の統合調達機関。今後の統合運用にも接続する工夫が可能。

4 「プロジェクトマネジメント」

- ・装備の開発・参考品購入の決定から、当該装備の廃棄に至る全生涯を、広義には、当該装備に係る運用構想、技術、改善、原価分析、契約、品質管理、教育、運用、整備、補給、施設の各方面から検討を加え、費用、期間等の観点から最適な管理を実施。
- ・経費、運用面からの最適システム実現の諸要素。①費用（LCC）。②期間（開発、調達、教育、整備）。③当該装備品に係る各種体系（教育、整備、補給）。④品質管理。

（主任研究員 宇田川 新一）

- ◎「防衛調達研究」掲載の署名記事と見方はいずれも執筆者個人のもので、防衛調達基盤整備協会ないし執筆者の所属する機関の見方を代表するものではありません。
なお、記事の無断転載は禁じます。転載する場合には当協会迄、ご連絡下さい。

発行人 宇田川 新一

編集人 島 健治

発行所 防衛調達基盤整備協会 防衛調達研究センター

☎03-3235-0711